

大府市犯罪被害者等支援条例（案）の制定に伴う  
パブリックコメントの実施について

1 条例制定の意義・背景

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に掲げ、犯罪被害者等が、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間の必要な支援等を示しています。

犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間として策定されました第4次犯罪被害者等基本計画では、地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進することが示されました。

このような取組をより実効的に行うため、市の施策の基本となる事項を定めるとともに、市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があることから、法の精神に基づき、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会を実現するため、この条例を制定します。

2 条例（案）の概要

(1) 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義

この条例における用語の定義は次のとおりです。

ア 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

イ 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

ウ 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

エ 二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者等の不誠実な言動、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体

の不調、名誉の毀損、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害  
オ 関係機関等

国、県、警察その他必要な関係機関、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するもの

### (3) 基本理念

犯罪被害者等支援の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行います。

- ア 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること
- イ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害及び再被害（犯罪被害者等が更なる犯罪等により受ける被害をいう。）を生じさせることのないよう十分配慮して推進されなければならないこと
- ウ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が社会において孤立することなく安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行わなければならないこと
- エ 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互の連携及び協力の下に推進されなければならないこと

### (4) 市の責務、市民の役割、事業者の役割

犯罪被害者等支援を推進する上での役割は次のとおりです。

#### ア 市の責務

関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとしします。

また、大府市犯罪被害者等支援連絡会議を開催し、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ円滑に実施するものとしします。

#### イ 市民の役割

犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとしします。

#### ウ 事業者の役割

犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとしします。

犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与すること等ができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとしします。

(5) 施策について

ア 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

また、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

イ 経済的負担の軽減等

(ア) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとします。

(イ) 犯罪被害者等が犯罪等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に、日常生活に必要な支援を行うものとします。

(ウ) 犯罪被害者等が犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うものとします。

ウ 広報及び啓発

エ 犯罪被害者等支援の充実を図るための人材の育成

オ 犯罪被害者等及びその関係者の個人情報の適切な管理

カ 犯罪被害者等その他市民の意見の反映

※ 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと思われるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができるものとします。

(6) 施行期日

令和4年4月1日

3 今後のスケジュール

令和3年12月18日～令和4年1月17日 パブリックコメント

令和4年2月25日 大府市犯罪被害者等支援条例（案）の上程